2　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月14日付け中国地方整備局長）に示すところにより中国地方整備局長から小田川付替え南山掘削他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることは出来ない。

また、小田川付替え南山掘削他工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は単体企業としての参加を認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札の時点において、平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　開札の時点において、中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

１）単体もしくは、特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体の内１社は下記の㋐、㋑全ての要件を満たす施工実績を有すること。なお、㋐、㋑は同一工事でなくてもよい。

㋐　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の施工実績を有すること。

㋑　硬岩の掘削又は切土の土量が5,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

２）特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員、経常建設共同企業体の内上記以外の構成員は、下記の㋐の要件を満たす施工実績を有すること。

㋐　掘削又は切土の土量が5,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑺　「工事目的物の性能・機能の向上に関する施工計画」及び「社会的要請に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編　第１章　第１節　第25条工事関係者に対する措置請求　第２項技術者に対する措置　追－１」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成15年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹１）の同種工事の経験を有する者であること。

なお、平成15年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表構成員の配置予定技術者が上記の要件を満たしていればよい。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次のとおりとする。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ一次審査１）～２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査１）～２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）～２）における審査評価点の合計の上位15者までを選抜する。ただし、15番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。